

第3号議案

令和7年度京都府指定文化財の指定等について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第13号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年3月3日

教育長 前川 明範

提出の理由

京都府文化財保護条例の規定に基づき、別表に掲げるとおり京都府指定文化財を指定等するために提出するものである。

令和7年度 京都府指定・登録文化財等答申件数

種 別		区 分	指 定	登 録	決 定	選 定	*1	合 計	
							(認定)		
指 定 ・ 登 録	有 形 文 化 財	建 造 物		1	1			2	
		美 術	絵 画	3	—				3
			彫 刻	1	—				1
			工 芸 品	—	—				—
			書 跡・典 籍	—	—				—
		工 芸 品	古 文 書	1	—				1
			考 古 資 料	—	—				—
			歴 史 資 料	—	—				—
	小 計		5	—				5	
	無 形 文 化 財		—	—				—	
	有 形 民 俗 文 化 財		—	—				—	
	無 形 民 俗 文 化 財	風 俗・慣 習	—	—				—	
		民 俗 芸 能	—	—				—	
		小 計	—	—				—	
	記 念 物	史 跡	—	—				—	
名 勝		—	—				—		
天 然 記 念 物		—	—				—		
天 然 記 念 物 及 び 名 勝		—	—				—		
小 計		—	—				—		
決 定	文 化 財 環 境 保 全 地 区				—		—		
選 定	選 定 保 存 技 術					—	—		
	文 化 的 景 観					—	—		
総 合 計			6	1	—	—	7		

*1 「認定」とは、指定無形文化財の保持者の認定数であり、全体件数の外数である。

別表

(1) 有形文化財（建造物） 2件

番号	区分	名称及び員数	構造及び形式	所有者	所在の場所	年代
①	指定	縁城寺 2棟1基 本堂 多宝塔 総門	桁行5間、梁行4間、一重、入母屋造、向拝1間、棧瓦葺 附 宮殿 1基 桁行2間、梁行1間、入母屋造、妻入、正面軒唐破風付、板葺 棟札 4枚 再建維時弘化第三丙午宿八月五日の記があるもの 2 再建金堂の記があるもの 1 貞享第三丙寅年十一月十八日の記があるもの 1 三間多宝塔（下重軒以上及び縁を欠く）、切妻造、鉄板葺 附 棟札 1枚 再建壬辰天保三年四月朔日の記がある 四脚門、切妻造、棧瓦葺 附 棟札 2枚 再建惣門寛政の記があるもの 1 寛政第三辛亥十月初五日の記があるもの 1	宗教法人 縁城寺	京丹後市 峰山町橋木 小字山内	江戸時代
②	登録	縁城寺 2棟 鐘楼 庫裏門	桁行1間、梁行1間、一重、切妻造、棧瓦葺 附 旧破風板 4枚 一間薬医門、切妻造、棧瓦葺	宗教法人 縁城寺	京丹後市 峰山町橋木 小字山内	江戸時代

(2) 有形文化財（美術工芸品） 5件

番号	区別	種別	名称及び員数	所有者	製作年代
③	指定	絵画	絹本著色無学祖元像 春屋妙葩の賛 がある 1幅	宗教法人 慈照院	南北朝時代
④	〃	絵画	紙本著色春屋妙葩像 道隠昌樹筆 自賛がある 1幅	宗教法人 鹿王院	南北朝時代 (1383年頃)
⑤	〃	絵画	絹本著色即安梅心童子像 天正 第十歳舎壬午菊月廿有一の英甫永雄 の賛がある 1幅	宗教法人 盛林寺	天正10年(1582)
⑥	〃	彫刻	木造薬師如来坐像 1軀 附 両脇侍立像 2軀 両脇侍立像の台座裏に、寛保三 年、大仏工洛陽藤村忠円等の銘 がある	宗教法人 甘南備寺	平安時代 附 寛保3年(1743)
⑦	〃	古文書	善峯寺文書 7,029点 附 文書箱 17合 文書筆筒 2棹	宗教法人 善峯寺	室町～昭和時代

(1) 有形文化財（建造物） 2件

① 縁城寺 2棟1基（本堂、多宝塔、総門）

縁城寺は、8世紀の創建と伝える真言宗の寺院である。

本堂は、弘化3年（1846）に再建された五間堂で、丹後地域屈指の規模を誇る。多宝塔は、天保3年（1833）に再建されたもので、現在は上重及び縁を欠くが、規模の大きい三間多宝塔である。総門は寛政3年（1791）に建立された四脚門である。多くの災害を経ながらも、かつては広大な境内に大伽藍を有していた状況を現代に伝えるとともに、棟札により地元大工の活躍を窺い知ることが出来るなど、歴史的価値が高い。



① 縁城寺 本堂
(京丹後市 宗教法人縁城寺)

② 縁城寺 2棟（鐘楼、庫裏門）

鐘楼は、一間四方の建物で、19世紀中期の建立と推定される。庫裏門は、小規模な薬医門で、18世紀後期の建立と推定される。いずれも往時の寺観を伝える建造物として、歴史的に価値がある。



② 縁城寺 鐘楼
(京丹後市 宗教法人縁城寺)

(2) 有形文化財（美術工芸品） 5件

(絵画)

③ 絹本着色無学祖元像 春屋妙葩の賛がある 1幅

上・中・下三段に継いだ紙の中段の中央が円形に切り抜かれ、そこに絹地に描かれた無学祖元（1226～1286）の全身像が嵌め込まれている。上段の紙には本像の由来を記す題記と春屋妙葩（1312～1388）による賛、下段には元の掲俣斯（1274～1344）撰の無学祖元の塔銘が筆写されている。無学が夢の中で本朝の八幡神に来日を請われたという八幡神迎請説話が題記に記され、それに基づき画中の無学の周囲に金の龍と青と白2羽の鳩が描かれている。本作は無学在世時に遡らないものの、当該説話のイメージを絵画化した中世に遡る遺品として貴重である。また、丹後の林泉庵旧蔵と考えられ、春屋の丹後隠棲期の動向を知る上でも貴重な資料である。



③ 絹本着色無学祖元像

(京都市上京区 宗教法人慈照院)

④ 紙本着色春屋妙葩像 道隠昌樹筆自賛がある 1幅

春屋妙葩（1312～1388）の塔所である鹿王院に伝来した春屋の自賛頂相である。春屋が丹後の雲門寺に隠棲している時期に彼に参禅した人物と考えられる道陰昌樹によって永徳3年頃に描かれたことが画面下部の題記により知られる。題記では夢の中で道隠が中国に渡り、そこで中巖円月（1300～1375）と一幅の肖像画の像主について問答をした旨が記される。中巖は大慧宗杲（1089～1163）の像と主張したが、道隠は椅子に「大智普明」の四字があり、吾が師春屋の像であると主張したという。最後には夢で見たものを自ら写照したと記している。描写は繊細で、職業絵師ではないが余技の範囲を超えた着実な描写を見せる。春屋の頂相の中でも夢に基づく特殊な制作背景をもつ点貴重であり、夢窓派の思想など宗教史的価値も高い。



④ 紙本着色春屋妙葩像

(京都市右京区 宗教法人鹿王院)

⑤ 絹本着色即安梅心童子像 天正第十歳舎壬午
 菊月廿一の英甫永雄の賛がある 1幅

天正9年12月に生まれ、翌年8月に夭逝した細川藤孝（幽斎、1534～1610）の子・即安梅心童子を描く。上部に藤孝の甥にあたる英甫永雄（1547～1602）が着賛している。賛によれば没後、盛林寺の住職・趙室宗柏（1596 没）により即安梅心の道号と法諱が与えられ、母が悲しみのあまり画工に描かせたという。童子の傍らには、御産のお守りとして置かれる犬筥が描かれるなど、子への愛情が感じられる。童子の肖像画は16世紀後半から現存例が知られており、本像は制作年がわかる童子肖像画の作例として高い価値を有する。また、藤孝の宮津領主時代の歴史資料としても価値が高い。



⑤ 絹本着色即安梅心童子像
 （宮津市 宗教法人盛林寺）

（彫刻）

⑥ 木造薬師如来坐像 1 軀

附 両脇侍立像 2 軀

両脇侍立像の台座裏に、寛保三年、大仏工洛陽藤村忠円等の銘がある

甘南備寺本堂に本尊として祀られる薬師三尊像。木心を籠めたケヤキとみられる広葉樹の一材から、頭体幹部・左体側部を彫出し、内削りを施さない。『大日本国法華経験記』や『今昔物語集』に登場するなど古くから霊像として知られ、かつて甘南備山にある神南備神社のすぐ傍で祀られていた。その後元禄2年（1689）現在地に移転して再建された。頭体幹部以外のは大半は、江戸時代に補われたものだが、当初部分は堂々たる造形を示す10世紀一木彫像の優品であり、文化史的価値も高い。両脇侍は台座裏に寛保3年（1743）、大仏工洛陽藤村忠円の銘があり、この時に補われたとみられるが、江戸時代作としては優れた出来栄を示す。附としてともに保存を図りたい。



⑥ 木造薬師如来坐像 附 両脇侍立像（京田辺市 宗教法人甘南備寺）

(古文書)

⑦善峯寺文書	7,029 点
附 文書箱	17 合
文書筆筒	2 棹

京都市西京区に所在する善峯寺に伝来した室町時代から昭和7年（1932）にかけての古文書群。当寺は長元3年（1030）に建立されたが応仁の乱で全焼する。江戸時代に江戸幕府5代将軍徳川綱吉の生母桂昌院との由緒により、近隣の西岩倉山金蔵寺とともに伽藍の再興をはたしたことが知られる。本文書群には室町幕府第4代将軍足利義持発給文書のほか、桂昌院の弟・本庄宗資はじめ桂昌院関係者の書状類が多く伝存しており、善峯寺の歴史が明らかとなるだけでなく、政治権力の動向も知ることができ大変貴重である。



⑦善峯寺文書（京都市西京区 宗教法人善峯寺）

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後継・文化的景観件数一覧 (その2:登録、合計 R8年3月31日見込み)

種別	有形文化財											無形文化財	有形民俗文化財	記念物					合計	文化財環境保全地区	選定保存技術	文化景観	総合計				
	美術工芸品													風俗習慣	民俗芸能	小史跡	地名勝跡	天然記念物						天然記念物勝跡	史跡	小史跡	
	建造物	棟(基)	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計	無形文化財																
S57~H13計	▲879	▲13138	▲08	▲210	▲09	▲01	▲08	▲01	▲01	▲238	(認定0)	▲012	▲022	▲044	▲066	▲00	▲00	▲16	▲00	▲00	▲16	▲11201	▲00	(認定0)	▲00	▲00	▲11201
14	1	1								▲00				▲01							▲00	▲02					▲02
15	1	1								▲00			1		▲01						▲00	▲02					▲02
16	1	1								▲00					▲00						▲00	▲01					▲01
17	2	3								▲00					▲00						▲00	▲02					▲02
18										▲00			1		▲01						▲00	▲01					▲01
19	1	1								▲00					▲00						▲00	▲01					▲01
20	1	1								▲00					▲00						▲00	▲01					▲01
21										▲00			1		▲01		1				▲01	▲02					▲02
22										▲00					▲00						▲00	▲00					▲00
23	1	3							1	▲01					▲00		1				▲01	▲03					▲03
24	1	2								▲00					▲00						▲00	▲01					▲01
25	2	4		1						1												3					3
H26~R5										0												0					0
R6	▲1	▲5								0												▲10					▲10
R7	1	2								0												1					1
H14~R7計	▲112	▲519	▲00	▲01	▲00	▲00	▲00	▲00	▲00	▲012	(認定0)	▲00	▲02	▲02	▲04	▲00	▲01	▲01	▲00	▲00	▲02	▲120	▲00	(認定0)	▲00	▲00	▲120
合計	▲991	▲18157	▲08	▲211	▲09	▲01	▲08	▲01	▲02	▲240	(認定0)	▲012	▲024	▲046	▲070	▲00	▲01	▲17	▲00	▲00	▲18	▲12221	▲00	(認定0)	▲00	▲00	▲12221

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) ▲印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (4) ▼印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の暫定登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (5) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後術・文化的景観件数一覧 (その3: 暫定登録 R8年3月31日見込み)

区分	種別	有形文化財								無形文化財	無形民俗文化財	記念物						合計	(文化財環境保全地区)	(選定保存技術)	(文化景観)	総合計				
		建造物		美術工芸品								風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	地名勝跡	天然記念物						天然記念物勝跡	名勝	史跡	小計
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書籍	古文書	考古資料																	
暫定登録	29	▼6	▼6		▼5			▼1	▼4											▼16				▼16		
		548	548	167	48		20	43	108	11	397	45		0	22	2				2	26	1016			1016	
	30	▼2	▼2	▼1							▼1									▼1	▼4			▼4		
		89	89	12	3		4	5	7	1	32	4			▼1	5	3				8	133			133	
	1			▼1	▼2			▼1	▼1		▼5										▼5				▼5	
		43	43	9	10	1		5	5		30					1	1				2	75			75	
	2			▼1				▼1	▼1		▼3					▼1					▼1	▼4			▼4	
		45	45	25	16				2		43					1					1	89			89	
	3																									
	14	14	11	16				3	2	1	33				1						1	48			48	
4			▼1				▼1			▼2											▼2			▼2		
	4	4	12	10			6	2		30					1						1	35			35	
5																										
	10	10	10	13		1	3	2		29												39			39	
6			▼17							▼17											▼17			▼17		
	0	0	16	8			8	2	2	36											36			36		
7	▼5	▼5	▼1							▼1											▼6			▼6		
	0	0	12	5		3	4	2	3	29											29			29		
合計	▼13	▼13	▼22	▼7	▼0	▼0	▼4	▼6	▼0	▼39	▼0	▼0	▼0	▼0	▼2	▼0	▼0	▼0	▼0	▼2	▼54	▼0	▼0	▼0	▼54	
	753	753	274	129	1	28	77	132	18	659	0	49	0	0	31	6	0	0	2	39	1500	0	0	0	1500	
合計	△16	△62	△6	△6	△4	△2	△5	△1	△1	△25	(認定16)	△14	△1	△1	△2	△3	△3	△1	△1	△0	△5	(認定0)	△61	△0	(認定8)	△66
	▲9	▲18	▲0	▲2	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲2	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲1	▲0	▲0	▲1	▲12	▲0	▲0	▲12	
	▼13	▼13	▼22	▼7	▼0	▼0	▼4	▼6	▼0	▼39	▼0	▼0	▼0	▼0	▼2	▼0	▼0	▼0	▼0	▼2	▼54	▼0	▼0	▼0	▼54	
	990	1308	366	207	56	48	138	174	34	1023	22	65	35	59	94	60	28	23	1	2	114	2308	69	7	10	2394

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (4) ▼印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の暫定登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (5) 無形文化財及び選定保存技術職の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

